



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資料提供

滋賀労働局

平成28年12月13日(火)

14:00以降 解禁

担当

滋賀労働局職業安定部職業対策課

課長 大矢 俊典

課長補佐 河野 孝

地方障害者雇用担当官 今宿 裕子

電話 077-526-8686

## 雇用される障害者数 7年連続過去最高を更新

—実雇用率、法定雇用率達成企業割合はともに全国平均を上回る—

滋賀労働局(局長 大山 剛二)では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、1人以上の障害者の雇用義務がある事業主から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」と総称します。)の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成28年6月1日現在における障害者雇用状況報告(常時雇用する労働者が50人以上の県内本社企業757社及び県内地方公共団体 回答)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【ポイント】

#### 1 《 滋賀県内に本社のある民間企業 》 (法定雇用率2.0%)

- 雇用されている障害者数(注1)は2,714.0人(対前年比8.5%増加)と過去最高を更新した。
- 実雇用率(注2)は2.09%(対前年比0.11ポイント上昇)で、全国平均の1.92%を上回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は58.8%(対前年比0.3ポイント下降)で、全国平均の48.8%を上回った。

#### 2 《 公 的 機 関 》 (法定雇用率2.3%、県教育委員会は2.2%)

- 滋賀県庁は、実雇用率2.43%と達成した。
- 滋賀県教育委員会は、実雇用率2.26%と達成した。
- 市町の各機関の平均は、実雇用率2.23%と前年より0.09ポイント低下した。
- 雇用率未達成機関は、大津市、高島市及び竜王町の3機関となった。

#### 3 《 未達成企業等に対する取り組み 》

全ての未達成企業に対し訪問指導を実施しますが、特に、障害者を雇用していない企業に対して優先的に指導を行うこととしています。

(注1) 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。人数の算定に当たっては、重度身体障害者及び重度知的障害者(短時間労働者を除く。)については、1人を2人と数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人を0.5人と数えて算出している。

(注2) 実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数(常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数)で除したものである。

## 障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果（概要）

### 1. 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者数、実雇用率（7頁参照）

- ・滋賀県内にある民間企業（50人以上規模の企業757社：法定雇用率2.0％）に雇用されている障害者の数は、2,714.0人で、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は1,609.0人（前年比3.0％増）知的障害者は864.0人（同15.3％増）、精神障害者は241.0人（同27.2％増）となり、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の上昇率が大きかった。
- ・実雇用率は、2.09％であり、全国平均の1.92％を上回った。
- ・雇用する障害者の数が増加した企業は172社と、減少した企業の111社を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、58.8％（757社のうち445社）であり、全国平均の48.8％を大きく上回った。

前年に比べ、対象となる企業数については、14社（1.9％）増加し、法定雇用率達成企業数も445社と、前年より6社（1.4％）増加したが、300人以上500人未満規模企業及び500人以上1,000人未満規模企業では、達成企業数、達成企業の割合ともに前年を下回った。

注) 障害者の人数、実雇用率については、前ページの注1及び注2を参照。

#### ○ 企業規模別の状況（8頁参照）

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	雇用されている障害者数	実雇用率		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合	
				28年	27年		28年	27年
規模計	企業757	人129,862.0	人2,714.0	%2.09	%1.98	企業445	%58.8	%59.1
50人以上100人未満	356	24,973.5	593.5	2.38	1.97	205	57.6	56.3
100人以上300人未満	319	49,644.5	944.0	1.90	1.83	199	62.4	62.7
300人以上500人未満	53	17,883.5	289.0	1.62	1.72	20	37.7	50.0
500人以上1,000人未満	21	12,613.5	273.0	2.16	2.05	14	66.7	75.0
1,000人以上	8	24,747.0	614.5	2.48	2.45	7	87.5	75.0

#### ○ 産業別の状況（9～12頁参照）

- ・法定雇用率を上回った業種は「医療、福祉」（2.98％）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.64％）、「建設業」（2.28％）、「運輸業、郵便業」（2.19％）、及び「卸売業、小売業」（2.09％）となり、前年の4業種を上回った。
- ・実雇用率が前年を上回った業種は11業種であった。

産業	企業数	雇用障害者数	雇用率		法定雇用率を上回る業種	前年の雇用率を上回る業種
			28年	27年		
農業、林業	1	1.0	1.75	1.72		○
建設業	17	52.5	2.28	2.11	○	○
製造業	278	928.5	1.88	1.81		○
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.0	0.00	0.00		
情報通信業	7	21.0	1.68	1.49		○
運輸業、郵便業	45	114.5	2.19	1.98	○	○
卸売業、小売業	88	499.0	2.09	2.03	○	○
金融業、保険業	10	87.0	1.92	1.95		
不動産業、物品賃貸業	10	9.5	1.03	0.60		○
学術研究、専門・技術サービス業	8	26.0	1.81	1.81		
宿泊業、飲食サービス業	24	55.5	1.68	1.91		
生活関連サービス業、娯楽業	15	39.5	2.64	2.36	○	○
教育、学習支援業	12	18.0	1.57	1.39		○
医療、福祉	147	646.5	2.98	2.60	○	○
複合サービス事業	14	61.5	1.89	1.87		○
サービス業	80	154.0	1.58	1.66		

○ 法定雇用率未達成の企業の状況 (13頁参照)

- ・平成28年の法定雇用率未達成の企業は312社で前年より8社増加した。ハローワークの指導により、前年未達成であったが、本年達成となった企業は47社であった。
- ・312社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（いわゆる1人不足企業）が75.3%（235社）あり、障害者を1人も雇用していない企業（いわゆる0人雇用企業）が56.1%（175社）であった。前年に比べ1人不足企業については11社増加し、0人雇用企業については13社減少した。

2. 地方公共団体における雇用状況 (14・15頁参照)

地方公共団体（県・市町、公立病院等）の機関において雇用されている障害者の数は586.5人で、前年（586.0人）より0.5人増加した。

各機関の実雇用率は、滋賀県（知事部局・病院事業庁・企業庁）が2.43%、滋賀県教育委員会が2.26%、地方公共団体24機関が2.23%であった。

滋賀県内では大津市、高島市及び竜王町が、法定雇用率未達成の機関となっている。

<参考>

### 一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

平成	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減	滋賀県	全国	滋賀県	全国
4	77,233	1.8	1,464	2.6	1.90	1.36	70.9	51.9
5	77,047	-0.2	1,484	1.4	1.93	1.41	70.5	51.4
6	77,165	0.2	1,492	0.5	1.93	1.44	69.9	50.4
7	78,155	1.3	1,474	-1.2	1.89	1.45	67.3	50.6
8	78,865	0.9	1,470	-0.3	1.86	1.47	66.5	50.5
9	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2
28	129,862.0	2.9	2,714.0	8.5	2.09	1.92	58.8	48.8

注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

昭和63年～平成4年  
平成5年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

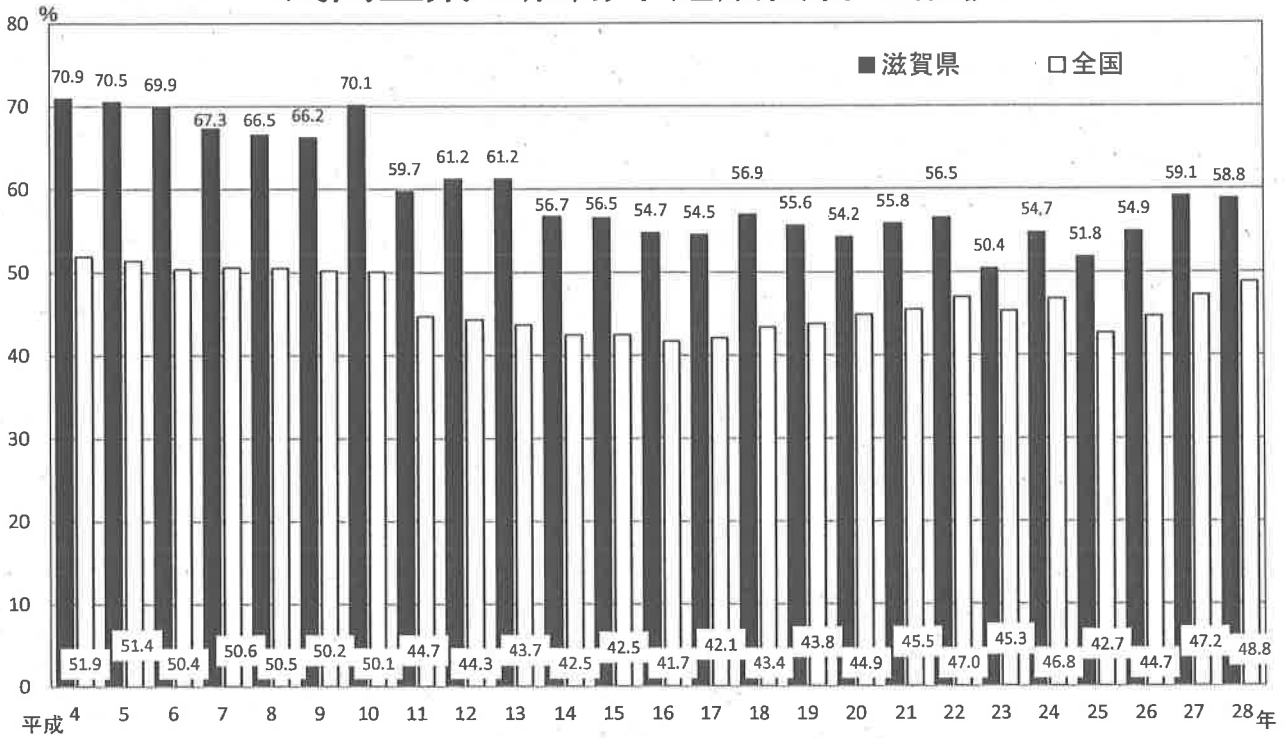
平成18年～  
平成23年～

精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。

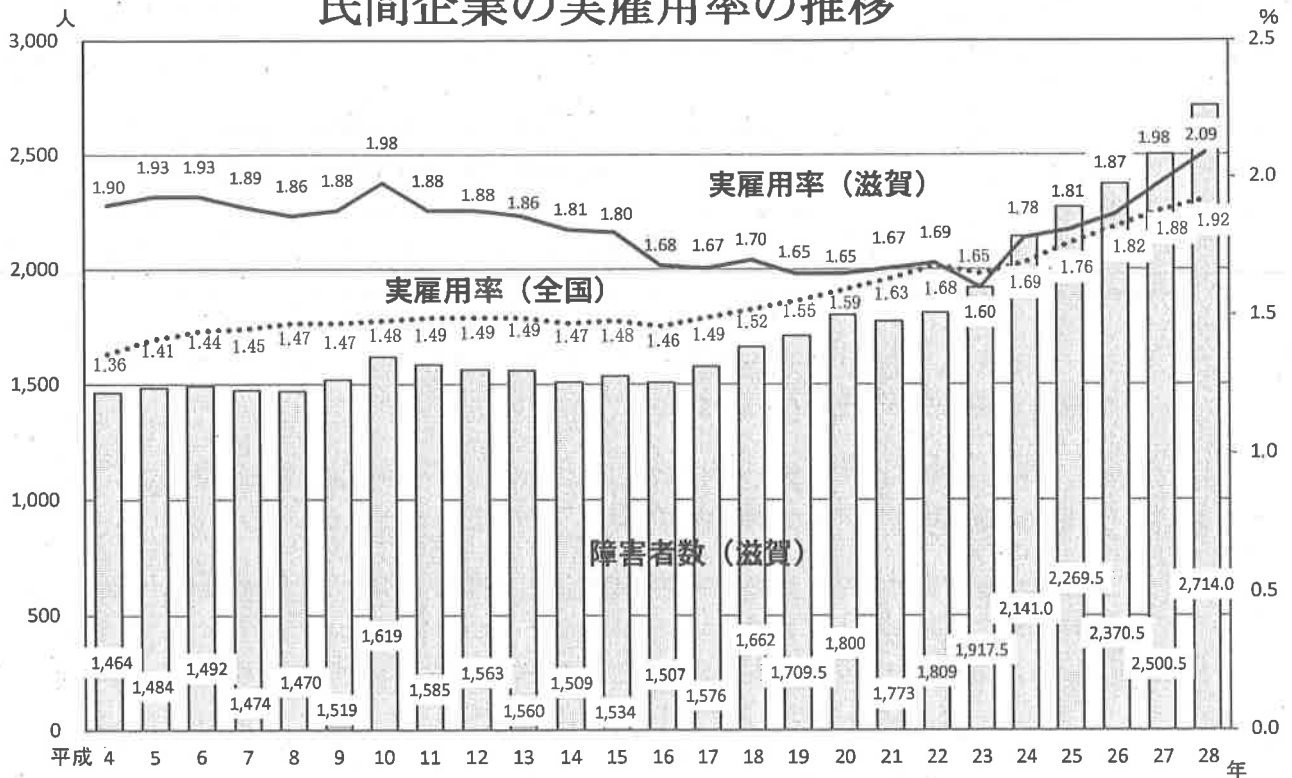
短時間労働者を常用労働者数に加える。

重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。

## 民間企業の雇用率達成割合の推移



## 民間企業の実雇用率の推移



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |       |   |              |                     |        |
|---------------|-------|---|--------------|---------------------|--------|
| ○ 民間企業        | ..... | { | 一般の民間企業      | .....               | 2. 0 % |
|               |       |   | (50人以上規模の企業) |                     |        |
|               |       |   | 特殊法人等        | .....               | 2. 3 % |
|               |       |   | {            | 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 |        |
|               |       |   | }            | 独立行政法人、国立大学法人等      |        |
|               |       |   |              |                     |        |
| ○ 国、地方公共団体    | ..... |   |              |                     | 2. 3 % |
|               |       |   |              | (43.5人以上規模の機関)      |        |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ..... |   |              |                     | 2. 2 % |
|               |       |   |              | (45.5人以上規模の機関)      |        |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

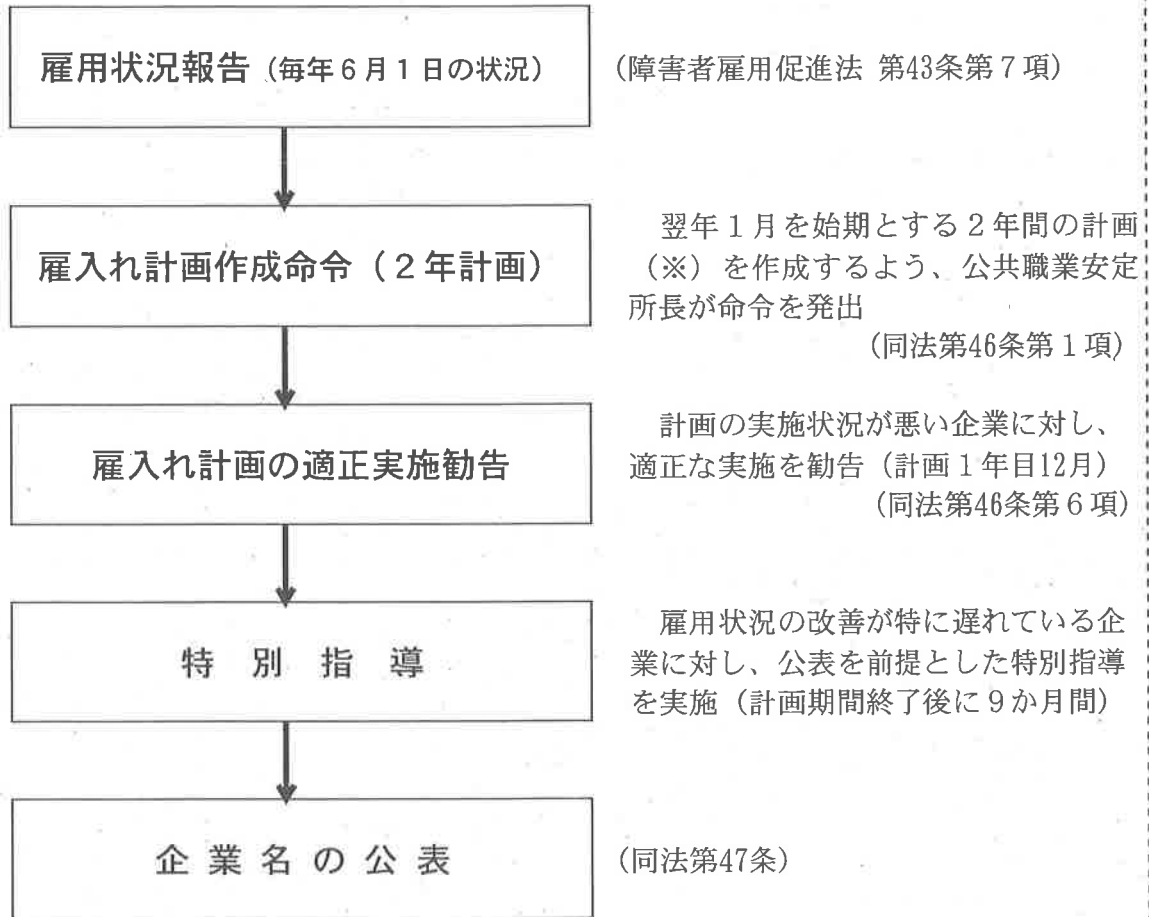
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績・全国]

- 平成27年度の実績 ( )は滋賀県
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 274社 (2社)
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 83社 (2社)
  - \* 「特別指導」の実施 35社 (0社)

- 雇入れ計画を実施中の企業 (27年度) 574社 (5社)

- 企業名の公表  
 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、  
 18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、  
 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)  
 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、  
 26年度 8社 27年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	人	人			
企業	757	129,862.0	442	1,543	380	2,714.0	307.0	2.09	445	58.8	
滋賀県	( 743 )	( 126,216.0 )	( 435 )	( 1,387 )	( 305 )	( 2,500.5 )	( 266.5 )	( 1.98 )	( 439 )	( 59.1 )	
全国	89,359	24,650,200.5	109,765	218,564	43,994	474,374.0	49,330.5	1.92	43,569	48.8	
	( 87,935 )	( 24,122,923.0 )	( 106,362 )	( 207,294 )	( 39,163 )	( 453,133.5 )	( 48,377.0 )	( 1.88 )	( 41,485 )	( 47.2 )	

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数										
	人	人	a. 重度身体障害者 b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者 d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用労働者	g. 重度知的障害者 h. 重度知的障害者である短時間労働者	i. 計 $e \times 2 + b + c + d \times 0.5$	j. うち新規雇用労働者								
滋賀県	2,714.0	395	69	688	124	1,609.0	184.5	47	28	669	146	864.0	93.5	186	110	241.0	49.0
	( 2,500.5 )	( 387 )	( 68 )	( 660 )	( 119 )	( 1,551.5 )	( 137.0 )	( 48 )	( 23 )	( 572 )	( 117 )	( 749.5 )	( 90.5 )	( 155 )	( 69 )	( 189.5 )	( 39.0 )
全国	474,374.0	92,058	10,460	125,633	14,782	327,600.0	26,735.5	17,707	3,623	58,231	14,556	104,746.0	12,236.0	34,700	14,656	42,028.0	10,356.0
	( 463,133.5 )	( 89,312 )	( 9,830 )	( 125,334 )	( 13,929 )	( 320,752.5 )	( 26,884.5 )	( 17,050 )	( 3,704 )	( 53,494 )	( 12,892 )	( 97,744.0 )	( 12,282.0 )	( 28,466 )	( 12,342 )	( 34,637.0 )	( 9,210.5 )

### [1(1)①]表の注

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める職種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### [1(1)②]表の注

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ①欄の「法定雇用率達成企業の割合」は、法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は平成27年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



## (2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の基礎となる労働者数		③ 雇者の数				④ 求職率		⑤ 法定雇用率		⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用	企業数	%	企業数	%		
規模計	757	442	97	1,543	380	2,714.0	307.0	2.09	445	58.8			
50~100人未満	356	79	31	338	133	593.5	63.5	2.38	205	57.6			
100~300人未満	319	165	25	536	106	944.0	115.5	1.90	199	62.4			
300~500人未満	53	45	6	182	22	289.0	36.5	1.62	20	37.7			
500~1000人未満	21	54	4	153	16	273.0	24.5	2.16	14	66.7			
1,000人以上	8	99	31	334	103	614.5	67.0	2.48	7	87.5			

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d	f. うち新規雇用	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用
規模計	395	387	688	124	1,609.0	164.5	47	28	669	146	864.0	93.5	186	110	241.0	49.0
50~100人未満	66	69	14	120	277.0		13	17	182	64	237.0		56	47	79.5	
100~300人未満	153	133	25	269	619.0		12	0	202	32	242.0		65	36	83.0	
300~500人未満	42	51	4	93	185.5		3	2	62	3	71.5		27	10	32.0	
500~1000人未満	50	48	2	71	176.0		4	2	67	8	81.0		15	2	16.0	
1,000人以上	84	86	24	135	351.5		15	7	176	39	232.5		23	15	30.5	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である者					F. うち新規雇用分
産業計	757 ( 743 )	129,862.0 ( 126,216.0 )	442 ( 435 )	97 ( 91 )	1,543 ( 1,387 )	380 ( 305 )	2,714.0 ( 2,500.5 )	307.0 ( 286.5 )	2.09 ( 1.98 )	445 ( 439 )	58.8 ( 59.1 )
農、林、漁業	1 ( 1 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
鉱業、採石業、砂利採取業	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.00 ( 0.00 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )
建設業	17 ( 14 )	2,302.0 ( 2,087.5 )	12 ( 10 )	0 ( 0 )	27 ( 23 )	3 ( 2 )	52.5 ( 44.0 )	3.5 ( 6.5 )	2.28 ( 2.11 )	13 ( 13 )	76.5 ( 92.9 )
製造業	278 ( 286 )	49,519.0 ( 49,752.0 )	162 ( 161 )	8 ( 7 )	582 ( 580 )	29 ( 27 )	928.5 ( 902.5 )	92.0 ( 77.5 )	1.88 ( 1.81 )	164 ( 166 )	59.0 ( 58.0 )
電気、ガス、熱供給・水道業	1 ( 0 )	102.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.00 ( 0.00 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )
情報通信業	7 ( 6 )	1,246.5 ( 1,210.5 )	5 ( 5 )	0 ( 0 )	11 ( 8 )	0 ( 0 )	21.0 ( 18.0 )	2.0 ( 4.0 )	1.68 ( 1.49 )	4 ( 3 )	57.1 ( 50.0 )
運輸業、郵便業	45 ( 44 )	5,219.0 ( 5,283.0 )	19 ( 17 )	4 ( 3 )	68 ( 61 )	9 ( 13 )	114.5 ( 104.5 )	9.5 ( 6.5 )	2.19 ( 1.98 )	29 ( 26 )	64.4 ( 59.1 )
卸売業、小売業	88 ( 87 )	23,859.0 ( 22,912.0 )	64 ( 63 )	22 ( 24 )	300 ( 270 )	98 ( 88 )	499.0 ( 464.0 )	58.5 ( 60.5 )	2.09 ( 2.03 )	42 ( 40 )	47.7 ( 46.0 )
金融業、保険業	10 ( 10 )	4,541.0 ( 4,540.0 )	18 ( 20 )	13 ( 10 )	26 ( 29 )	24 ( 19 )	87.0 ( 88.5 )	7.5 ( 3.0 )	1.92 ( 1.95 )	5 ( 6 )	50.0 ( 60.0 )
不動産業、物品賃貸業	10 ( 9 )	919.5 ( 837.0 )	3 ( 2 )	1 ( 0 )	2 ( 1 )	1 ( 0 )	9.5 ( 5.0 )	4.0 ( 2.0 )	1.03 ( 0.60 )	2 ( 1 )	20.0 ( 11.1 )
学術研究、専門・技術サービス業	8 ( 6 )	1,440.0 ( 1,326.0 )	6 ( 5 )	0 ( 0 )	14 ( 14 )	0 ( 0 )	26.0 ( 24.0 )	3.0 ( 4.0 )	1.81 ( 1.81 )	5 ( 5 )	62.5 ( 83.3 )
宿泊業、飲食サービス業	24 ( 25 )	3,297.0 ( 3,344.5 )	8 ( 11 )	5 ( 4 )	26 ( 28 )	17 ( 20 )	55.5 ( 64.0 )	5.5 ( 19.0 )	1.68 ( 1.91 )	14 ( 16 )	58.3 ( 64.0 )
生活関連サービス業、娯楽業	15 ( 14 )	1,498.5 ( 1,229.5 )	4 ( 2 )	2 ( 1 )	28 ( 23 )	3 ( 2 )	39.5 ( 29.0 )	4.0 ( 0.0 )	2.64 ( 2.36 )	7 ( 6 )	46.7 ( 42.9 )
教育、学習支援業	12 ( 12 )	1,149.0 ( 1,113.5 )	4 ( 3 )	0 ( 0 )	10 ( 9 )	0 ( 1 )	18.0 ( 15.5 )	2.0 ( 5.0 )	1.57 ( 1.39 )	6 ( 5 )	50.0 ( 41.7 )
医療、福祉	147 ( 142 )	21,688.0 ( 20,518.0 )	97 ( 91 )	38 ( 35 )	326 ( 261 )	177 ( 112 )	646.5 ( 534.0 )	81.5 ( 53.0 )	2.98 ( 2.60 )	100 ( 98 )	68.0 ( 69.0 )
複合サービス事業	14 ( 14 )	3,249.0 ( 3,252.0 )	13 ( 13 )	0 ( 1 )	35 ( 33 )	1 ( 2 )	61.5 ( 61.0 )	3.0 ( 5.0 )	1.89 ( 1.87 )	11 ( 11 )	78.6 ( 78.6 )
サービス業	80 ( 73 )	9,775.5 ( 8,742.5 )	27 ( 32 )	4 ( 6 )	87 ( 66 )	18 ( 19 )	154.0 ( 145.5 )	31.0 ( 20.5 )	1.58 ( 1.66 )	42 ( 42 )	52.5 ( 57.5 )

注 1 (1)①の表と同じ -は1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
産業界	2,714.0 (2,500.5)	( )	395 (387)	(68)	69 (68)	(660)	124 (119)	(1,609.0) (1,561.5)	164.5 (137.0)	47 (48)	28 (23)	669 (572)	146 (117)	864.0 (749.5)	93.5 (90.5)	186 (155)	110 (69)	241.0 (189.5)	49.0 (39.0)
農、林、漁業	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
鉱業採石業、砂利採 取業	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)
建設業	52.5 (44.0)	( )	12 (10)	(0)	0 (0)	(21)	46.5 (38.0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	0 (0)
製造業	928.5 (902.5)	( )	145 (143)	(5)	268 (259)	(16)	571.0 (557.5)	17 (17)	3 (3)	17 (18)	3 (3)	245 (238)	4 (5)	284.0 (279.5)	69 (63)	9 (5)	73.5 (65.5)	0 (0)	0 (0)
電気、ガス、熱供給・水 道業	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
情報通信業	21.0 (18.0)	( )	5 (5)	(0)	6 (6)	(0)	16.0 (16.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)
運輸業、郵便業	114.5 (104.5)	( )	18 (17)	(4)	44 (43)	(8)	88.0 (85.5)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	19 (16)	0 (1)	21.0 (16.5)	5 (2)	1 (1)	5.5 (2.5)	0 (0)	0 (0)
卸売業、小売業	499.0 (464.0)	( )	47 (49)	(17)	101 (98)	(43)	233.5 (233.5)	37 (37)	5 (5)	17 (14)	5 (5)	168 (151)	39 (39)	226.5 (203.5)	31 (21)	16 (12)	39.0 (27.0)	0 (0)	0 (0)
金融業、保険業	87.0 (88.5)	( )	18 (20)	(13)	23 (26)	(12)	80.5 (82.0)	17 (12)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	3.0 (3.0)	1 (1)	5 (5)	3.5 (3.5)	0 (0)	0 (0)
不動産業、物品賃貸業	9.5 (5.0)	( )	3 (2)	(1)	2 (1)	(1)	9.5 (5.0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
芸術文化、娯楽・技 術サービス業	26.0 (24.0)	( )	6 (5)	(0)	10 (10)	(0)	22.0 (20.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	55.5 (64.0)	( )	8 (10)	(3)	8 (12)	(4)	28.5 (37.0)	3 (4)	2 (1)	0 (1)	16 (13)	9 (7)	22.5 (19.5)	2 (3)	2 (3)	5 (9)	4.5 (7.5)	0 (0)	0 (0)
生活関連サービス業、 娯楽業	39.5 (29.0)	( )	3 (1)	(2)	6 (3)	(0)	14.5 (6.0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	20 (17)	2 (2)	23.0 (20.0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	18.0 (15.5)	( )	4 (3)	(0)	7 (6)	(1)	15.0 (12.5)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)
医療業	646.5 (534.0)	( )	87 (78)	(20)	111 (111)	(21)	315.5 (296.0)	21 (16)	18 (14)	10 (13)	167 (113)	84 (60)	247.0 (183.0)	48 (37)	72 (36)	84.0 (55.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
複合サービス業	61.5 (61.0)	( )	13 (13)	(0)	26 (25)	(1)	52.5 (53.0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)
サービス業	154.0 (145.5)	( )	26 (31)	(4)	55 (43)	(10)	116.0 (119.5)	10 (17)	0 (0)	1 (1)	20 (13)	6 (1)	25.0 (15.5)	12 (10)	2 (1)	13.0 (10.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注 1 ①②の表と同じ 一は1人の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数	③ 雇者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重労働者及び重労働的労働者	B. 重労働者及び重労働的労働者	C. 重労働以外の労働者	D. 重労働以外の労働者	F. うち新規雇用分				
製造業計	278 ( 286 )	49,519.0 ( 49,752.0 )	8 ( 7 )	582 ( 560 )	29 ( 27 )	928.5 ( 902.5 )	1.88 ( 1.81 )	164 ( 166 )	59.0 ( 58.0 )		
食品・たばこ	15 ( 17 )	2,522.5 ( 2,619.0 )	1 ( 2 )	44 ( 42 )	3 ( 2 )	54.5 ( 51.0 )	2.16 ( 1.95 )	12 ( 12 )	80.0 ( 70.6 )		
繊維工業	16 ( 18 )	3,017.5 ( 3,260.5 )	2 ( 2 )	43 ( 44 )	6 ( 5 )	56.0 ( 58.5 )	1.86 ( 1.79 )	12 ( 13 )	75.0 ( 72.2 )		
木材・家具	5 ( 3 )	392.5 ( 234.0 )	0 ( 0 )	5 ( 4 )	0 ( 0 )	5.0 ( 4.0 )	1.27 ( 1.71 )	2 ( 3 )	40.0 ( 100.0 )		
パルプ・紙・印刷	11 ( 12 )	1,890.0 ( 1,947.5 )	0 ( 0 )	23 ( 20 )	0 ( 1 )	37.0 ( 30.5 )	1.96 ( 1.57 )	7 ( 7 )	63.6 ( 58.3 )		
化学工業	31 ( 37 )	4,707.5 ( 5,188.0 )	0 ( 0 )	58 ( 59 )	7 ( 7 )	79.5 ( 84.5 )	1.69 ( 1.63 )	20 ( 22 )	64.5 ( 59.5 )		
窯業・土石	11 ( 17 )	4,173.0 ( 4,903.0 )	0 ( 0 )	73 ( 76 )	0 ( 1 )	117.0 ( 128.5 )	2.80 ( 2.62 )	4 ( 9 )	36.4 ( 52.9 )		
鉄鋼	5 ( 5 )	737.0 ( 764.0 )	0 ( 0 )	6 ( 5 )	0 ( 1 )	12.0 ( 11.5 )	1.63 ( 1.51 )	2 ( 2 )	40.0 ( 40.0 )		
非鉄金属	5 ( 4 )	1,635.0 ( 1,551.5 )	0 ( 0 )	15 ( 14 )	0 ( 0 )	25.0 ( 26.0 )	1.53 ( 1.68 )	1 ( 2 )	20.0 ( 50.0 )		
金属製品	17 ( 23 )	1,861.5 ( 2,291.5 )	0 ( 0 )	20 ( 34 )	0 ( 0 )	32.0 ( 56.0 )	1.72 ( 2.44 )	10 ( 14 )	58.8 ( 60.9 )		
電気機械	41 ( 38 )	5,468.0 ( 5,378.5 )	4 ( 3 )	55 ( 54 )	3 ( 1 )	92.5 ( 87.5 )	1.69 ( 1.63 )	23 ( 21 )	56.1 ( 55.3 )		
その他機械	64 ( 66 )	14,335.5 ( 14,510.5 )	0 ( 0 )	146 ( 139 )	5 ( 3 )	264.5 ( 248.5 )	1.85 ( 1.71 )	39 ( 35 )	60.9 ( 53.0 )		
その他	57 ( 46 )	8,779.0 ( 7,104.0 )	1 ( 0 )	94 ( 69 )	5 ( 6 )	153.5 ( 116.0 )	1.75 ( 1.63 )	32 ( 26 )	56.1 ( 56.5 )		

注 1 ③④の数と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数										
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度精神障害者	b. 重度精神障害者である短時間労働者	c. 重度以外の精神障害者	d. 重度以外の精神障害者である短時間労働者	e. 計 $a + d \times 0.5$	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度精神障害者	b. 重度精神障害者である短時間労働者	c. 重度以外の精神障害者	d. 重度以外の精神障害者である短時間労働者	e. 計 $a + d \times 0.5$	
製造業計	928.5 ( 902.5 )	145 ( 143 )	5 ( 4 )	268 ( 259 )	16 ( 17 )	571.0 ( 557.5 )	3 ( 3 )	245 ( 238 )	4 ( 5 )	284.0 ( 279.5 )	69 ( 63 )	9 ( 5 )	73.5 ( 65.5 )													
食料品、たばこ	54.5 ( 51.0 )	2 ( 1 )	0 ( 1 )	7 ( 8 )	0 ( 0 )	11.0 ( 11.0 )	1 ( 1 )	37 ( 33 )	3 ( 2 )	43.5 ( 39.0 )	0 ( 1 )	0 ( 0 )	0.0 ( 1.0 )													
繊維工業	56.0 ( 58.5 )	2 ( 3 )	0 ( 0 )	21 ( 20 )	5 ( 4 )	27.5 ( 28.0 )	2 ( 2 )	18 ( 18 )	0 ( 0 )	24.0 ( 24.0 )	4 ( 6 )	1 ( 1 )	4.5 ( 6.5 )													
木材・家具	5.0 ( 4.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 4 )	0 ( 0 )	4.0 ( 4.0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )													
パルプ・紙・印刷	37.0 ( 30.5 )	7 ( 5 )	0 ( 0 )	9 ( 11 )	0 ( 0 )	23.0 ( 21.0 )	0 ( 0 )	10 ( 6 )	0 ( 0 )	10.0 ( 6.0 )	4 ( 3 )	0 ( 1 )	4.0 ( 3.5 )													
化学工業	79.5 ( 84.5 )	8 ( 10 )	0 ( 0 )	35 ( 37 )	3 ( 4 )	52.5 ( 59.0 )	1 ( 1 )	14 ( 13 )	0 ( 2 )	16.0 ( 16.0 )	9 ( 9 )	4 ( 1 )	11.0 ( 9.5 )													
窯業・土石	117.0 ( 128.5 )	22 ( 26 )	0 ( 0 )	37 ( 37 )	0 ( 1 )	81.0 ( 89.5 )	0 ( 0 )	33 ( 35 )	0 ( 0 )	33.0 ( 35.0 )	3 ( 4 )	0 ( 0 )	3.0 ( 4.0 )													
鉄鋼	12.0 ( 11.5 )	3 ( 3 )	0 ( 0 )	5 ( 4 )	0 ( 1 )	11.0 ( 10.5 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )													
非鉄金属	25.0 ( 26.0 )	4 ( 5 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	9.0 ( 11.0 )	1 ( 1 )	13 ( 12 )	0 ( 0 )	15.0 ( 14.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )													
金属製品	32.0 ( 56.0 )	6 ( 8 )	0 ( 0 )	14 ( 15 )	0 ( 0 )	26.0 ( 31.0 )	0 ( 3 )	5 ( 19 )	0 ( 0 )	5.0 ( 25.0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )													
電気機械	92.5 ( 87.5 )	15 ( 13 )	4 ( 3 )	27 ( 23 )	2 ( 1 )	62.0 ( 52.5 )	1 ( 2 )	22 ( 26 )	0 ( 0 )	24.0 ( 30.0 )	6 ( 5 )	1 ( 0 )	6.5 ( 5.0 )													
その他機械	264.5 ( 248.5 )	54 ( 50 )	0 ( 0 )	71 ( 68 )	2 ( 1 )	180.0 ( 168.5 )	4 ( 4 )	48 ( 47 )	1 ( 1 )	56.5 ( 55.5 )	27 ( 24 )	2 ( 1 )	28.0 ( 24.5 )													
その他	153.5 ( 116.0 )	22 ( 19 )	1 ( 0 )	37 ( 31 )	4 ( 5 )	84.0 ( 71.5 )	6 ( 3 )	43 ( 28 )	0 ( 0 )	55.0 ( 34.0 )	14 ( 10 )	1 ( 1 )	14.5 ( 10.5 )													

注 1 ③④の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数					③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上8人以下	
規模計	312 (100.0%)	235 (75.3%)	51 (16.3%)	20 (6.4%)	4 (1.3%)	2 (0.6%)	175 (56.1%)
50-100人未満	151 (100.0%)	151 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	142 (94.0%)
100-300人未満	120 (100.0%)	67 (55.8%)	42 (35.0%)	9 (7.5%)	2 (1.7%)	0 (0.0%)	33 (27.5%)
300-500人未満	33 (100.0%)	14 (42.4%)	7 (21.2%)	8 (24.2%)	2 (6.1%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	7 (100.0%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 地方公共団体における状況

### ①概況

区 分		①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 ②÷①×100 (%)
	滋賀県庁 (法定雇用率2.3%)	3,621.0	88.0	2.43
		(3,593.0)	(87.0)	(2.42)
	滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.2%)	8,152.5	184.5	2.26
		(8,154.0)	(179.0)	(2.20)
	市町の機関 (法定雇用率2.3%)	14,077.5	314.0	2.23
		(13,765.0)	(320.0)	(2.32)
全 国	都道府県の機関	324,593.5	8,474.0	2.61
		(323,789.5)	(8,344.0)	(2.58)
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.2%)	574,508.5	12,626.5	2.20
		(574,343.0)	(12,369.5)	(2.15)
	市町村の 機 関	1,077,738.5	26,139.5	2.43
		(1,075,882.5)	(25,913.5)	(2.41)

注 下段( )は平成27年6月1日現在の数値である。  
滋賀県には、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む。

②市町等の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	14,077.5	314.0	2.23	16.0	
大津市	2,296.0	39.0	1.70	13.0	(注4-①)
高島市	456.0	8.0	1.75	2.0	
長浜市	1,559.0	35.5	2.28	0.0	(注4-②)
米原市	368.0	10.0	2.72	0.0	(注4-③)
彦根市	1,078.0	27.0	2.50	0.0	(注4-④)
近江八幡市	1,076.0	24.0	2.23	0.0	(注4-⑤)
東近江市	883.0	20.0	2.27	0.0	(注4-⑥)
甲賀市	803.0	18.0	2.24	0.0	(注4-⑦)
湖南市	475.0	12.0	2.53	0.0	(注4-⑧)
草津市	815.0	22.0	2.70	0.0	(注4-⑨)
守山市	843.0	20.0	2.37	0.0	(注4-⑩)
野洲市	390.5	8.0	2.05	0.0	
栗東市	396.0	10.0	2.53	0.0	(注4-⑪)
多賀町	116.0	3.0	2.59	0.0	
甲良町	107.0	4.0	3.74	0.0	
豊郷町	91.0	2.0	2.20	0.0	
愛荘町	255.5	5.0	1.96	0.0	(注4-⑫)
日野町	205.0	5.0	2.44	0.0	(注4-⑬)
竜王町	204.0	3.0	1.47	1.0	(注4-⑭)
高島市教育委員会	72.0	1.0	1.39	0.0	
野洲市教育委員会	184.5	4.5	2.44	0.0	
高島市民病院	206.0	4.0	1.94	0.0	
長浜市病院事業	736.5	19.0	2.58	0.0	
公立甲賀病院組合	461.5	10.0	2.17	0.0	
公立大学法人滋賀県立大学	198.5	4.0	2.02	0.0	
滋賀県警察本部	323.0	7.0	2.17	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントし、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①大津市は、大津市教育委員会及び大津市企業庁を含む。

②長浜市は、長浜市教育委員会を含む。

③米原市は、米原市教育委員会を含む。

④彦根市は、彦根市教育委員会を含む。

⑤近江八幡市は、近江八幡市教育委員会及び近江八幡市立総合医療センターを含む。

⑥東近江市は、東近江市教育委員会を含む。

⑦甲賀市は、甲賀市教育委員会を含む。

⑧湖南市は、湖南市教育委員会を含む。

⑨草津市は、草津市教育委員会を含む。

⑩守山市は、守山市教育委員会及び守山市民病院を含む。

⑪栗東市は、栗東市教育委員会を含む。

⑫愛荘町は、愛荘町教育委員会を含む。

⑬日野町は、日野町教育委員会を含む。

⑭竜王町は、竜王町教育委員会を含む。



### 3 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.92	0.04	48.8	1.6	43,569	89,359
北海道	2.06	0.11	51.5	1.6	1,677	3,257
青森	1.98	0.09	54.2	2.7	473	872
岩手	2.07	0.08	56.3	2.2	520	923
宮城	1.88	0.09	50.0	3.4	706	1,411
秋田	1.90	0.06	57.8	0.3	400	692
山形	1.96	0.03	56.3	2.9	482	856
福島	1.90	0.06	53.6	3.1	707	1,319
茨城	1.90	0.07	53.9	0.8	753	1,398
栃木	1.90	0.08	57.3	2.2	615	1,074
群馬	1.90	0.10	56.4	4.1	754	1,336
埼玉	1.93	0.07	49.0	3.2	1,389	2,837
千葉	1.86	0.04	51.5	2.5	1,114	2,163
東京	1.84	0.03	33.2	1.1	6,184	18,640
神奈川	1.87	0.05	46.7	2.7	2,006	4,295
新潟	1.93	0.08	57.8	3.4	993	1,719
富山	1.96	0.05	57.5	1.3	557	968
石川	1.88	0.02	56.5	2.2	537	951
福井	2.31	△0.01	56.8	3.6	370	651
山梨	1.92	0.09	56.3	0.5	312	554
長野	2.02	0.04	60.2	0.7	908	1,508
岐阜	1.95	0.06	56.7	1.7	792	1,396
静岡	1.90	0.04	51.4	2.0	1,355	2,635
愛知	1.85	0.04	47.2	1.8	2,662	5,641
三重	2.04	0.07	60.8	5.1	635	1,044
滋賀	2.09	0.11	58.8	△0.3	445	757
京都	2.02	0.05	50.6	0.9	868	1,714
大阪	1.88	0.04	45.3	1.3	3,265	7,215
兵庫	1.97	0.00	51.9	0.1	1,599	3,078
奈良	2.60	0.20	60.4	1.8	336	556
和歌山	2.41	0.25	64.7	3.0	355	549
鳥取	2.11	0.12	59.1	4.3	250	423
島根	2.17	0.04	66.3	1.7	348	525
岡山	2.45	0.16	53.2	1.9	719	1,352
広島	1.99	0.04	48.2	0.9	1,023	2,124
山口	2.47	△0.04	55.7	0.9	480	861
徳島	2.09	0.05	63.7	△0.5	269	422
香川	1.91	0.03	57.8	2.1	451	780
愛媛	1.87	0.05	51.7	3.1	476	920
高知	2.20	0.06	62.4	1.3	299	479
福岡	1.95	0.07	51.2	1.0	1,732	3,385
佐賀	2.43	0.06	73.1	1.8	399	546
長崎	2.21	0.07	58.4	1.0	539	923
熊本	2.19	0.00	57.4	1.1	662	1,153
大分	2.46	0.03	61.2	2.5	462	755
宮崎	2.32	0.08	66.9	△1.7	486	727
鹿児島	2.16	0.07	61.5	2.5	672	1,092
沖縄	2.34	0.05	60.4	0.1	533	883

